

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

平成31年(ワ)第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 外8名

被告 国

原告ら代理人意見陳述要旨

2022(令和4)年2月9日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 寺原真希子

原告ら代理人は、以下のとおり、意見を陳述致します。

第1 はじめに

法律上同性同士の婚姻を認めない現在の法律が憲法に違反していることについて、原告らは、これまで、19もの準備書面をもって主張し、400を超える証拠をもって立証してきました。また、昨年10月には、原告ら本人とその家族の尋問を行い、原告らの生活の実態が婚姻している異性カップルと異なることや、同性間の婚姻が認められていないことによって原告らが具体的にどのような不利益を受け、その尊厳がどれほど傷付けられ、また現在も傷付けられ続けているかということをも明らかにしました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

これに対し、被告は、法律上同性同士の婚姻を認めなくとも憲法違反ではないとの主張を維持し、今回の被告第5準備書面においては、主張自体が差別的であると言わざるを得ない主張を追加しています。

本意見陳述においては、被告の主張が論理的に完全に破綻していることに加え、その主張が差別の裏返しであることに焦点を当てて述べます。

第2 民主的プロセスに委ねることは許されないこと

まず第1に、被告は、いかなる関係に婚姻を認めるかは、婚姻の核心であって、我が国の家族の在り方、ひいては社会の根幹に関わる極めて重要な問題であるから、時間をかけた国民的議論が不可欠であり、民主的プロセスに委ねることによって判断されるべき事柄である、すなわち、裁判所が判断すべき事柄ではないと主張します。

たしかに、婚姻制度は、家族の在り方や社会の根幹に関わる極めて重要な制度です。実際、日本では、法律婚したカップルは、法的に非常に厚く保護されており、法律婚したカップルこそが正当なカップルであるといった社会的な認識が浸透しています。

そうであれば、同性カップルが、そのような重要な婚姻制度から排除されていることこそが、まさしく、極めて重大な問題です。日本社会が大切にしてきた価値は、自らコントロールできない属性を理由にある制度から排除することを良しとするといった排他的な考え方ではなく、憲法がその基本的価値として定める、平等、自由、そして個人の尊重という価値であるはずです。同性カップルに婚姻を認めることは、そのような日本社会が大切にしてきた価値に合致するものであり、これを認めないという差別的な状況を放置し続けている今の状況は、それこそ日本社会の根幹を揺るがす事態です。

また、同性カップルないし性的マイノリティは、割合で言えば圧倒的な

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

少数者です。その上、過去に誤った医学的見解が広まっていたこともあり、残念ながら、現在も、性的マイノリティに対する差別や偏見は日本社会に根強く残っています。そのような中で、民主的プロセス、すなわち、国会による多数決にこの問題を委ねるべきであるという被告の主張は、性的マイノリティが置かれた状況から意図的に目を背けるものと言わざるを得ません。実際、民主的プロセスの中核ともいえる国自身が本訴訟の被告であるところ、被告は、同性間の婚姻を認めなくとも問題がないということ、本訴訟において繰り返し主張しています。この被告の態度自体が、本件を民主的プロセスに委ねることが差別の放置と等しいことを端的に示しています。もし、同性カップルに婚姻を認めることが社会の根幹に関わると感じるなら、そう感じるからこそ、日本社会にはびこった差別意識のあらわれであることに、気付かなければなりません。

同性カップルが婚姻制度から排除されていることは、立法政策として妥当かどうかという次元の問題ではなく、人権侵害の問題であり、憲法問題です。このような問題について判断すべき立場にあるのは、少数者の人権を救済することを責務とする裁判所、すなわち司法にほかなりません。

第3 自然生殖可能性を基礎とする被告主張が論理破綻していること

第2に、被告は、これまで、婚姻制度の目的は自然生殖の保護にあると主張してきました。これに対して、原告らが、そうであれば自然生殖が婚姻の要件となっていてしかるべきであるのにそうなってはいないのだから、自然生殖ができないことを理由に同性カップルを婚姻制度から排除することは差別的なダブルスタンダードであるなどと指摘したことを受けて、今回、被告は、次のような軌道修正を試みました。すなわち、被告の今回の主張によれば、婚姻が認められるためには、実際に自然生殖が可能であることは必要ないものの、「生物学的な自然生殖可能性」を基礎として、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

婚姻できる者の範囲が確定されているとのことです。

しかし、この主張をよく考えてみて下さい。生物学的な自然生殖可能性を基礎とするとは、言い換えれば、生物学的な男女であれば、実際に自然生殖が可能かどうかは問わずに、婚姻が認められるという主張です。つまり、男女という異性カップルであるということそれ自体が、婚姻が認められる理由だということなのです。

しかし、本訴訟において問われているのは、なぜ、異性カップルにだけ婚姻が認められることが正当化されるのかという点です。それにもかかわらず、被告の今回の主張は、異性カップルであるから婚姻が認められるのだという結論を言っているにとどまり、なぜ異性カップルだけに婚姻が認められて同性カップルには認められないのかを全く説明できていません。

しかも、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律に基づいて戸籍上の性別を変更した人は、生物学的な性別には変更がない中で、生物学的な性別でみたところの同性と婚姻することが認められています。例えば、生物学的には女性である人が、法律が要求する要件を満たして戸籍上の性別を男性に変更した場合、その人は女性と婚姻することができますが、その二人は、いずれも、生物学的には女性です。生物学的な男女であることが婚姻が認められる基礎であるとの被告の主張は、この1点のみをもってしても、既に破綻しています。

結局、婚姻によって保護されるために実際の自然生殖可能性が要求されないということを被告が認めた時点で、婚姻制度が自然生殖保護を目的としているという被告主張は、破綻しているのです。

むしろ、実際の自然生殖可能性の有無を問わないという被告の主張は、原告らの主張に極めて親和的です。つまり、子どもを産み育てる関係を保護することは、婚姻の重要な機能・役割の一つではあるものの、それが婚姻制度の主な目的とは、その性質上からもなり得ないのであって、法律も

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

そのことを当然に前提としています。そうであるからこそ、婚姻は、子どもをもつ意思や可能性にかかわらず、親密な二人の関係性に法的な保護を与え、彼らの人格的生存を助けると共に、社会の基礎単位を形成する制度となっているのです。そうであれば、実態として親密な関係を築いている同性カップルもまた、そのような婚姻制度によって保護されるというのが、子どもをもつ意思や可能性を問わないという被告の主張からの自然かつ論理的な帰結なのです。

第4 社会的承認の不足を理由とする被告主張が差別そのものであること

第3に、以上のとおり自然生殖可能性を基礎とする自らの主張を維持できなくなった被告は、今回、新しい主張を追加しました。それは、同性カップルには婚姻した異性カップルと同視できるような社会的な承認がないから婚姻が認められなくても問題ない、という主張です。

この主張を目にしたとき、私は、文字どおり、自分の目を疑いました。現在、同性カップルは婚姻することが認められていないのですから、そのような同性カップルが、婚姻した異性カップルと同等の社会的な承認を得ることができていないのは、当然です。それこそが、本訴訟において、私達が繰り返し強調してきた問題点です。すなわち、国が同性カップルを婚姻制度から排除していることによって、同性カップルは、法律婚に伴う様々な権利・利益・保護を受けることができないという具体的な不利益を被っているのに加えて、異性カップルと同等に扱うべき人格的な存在ではないのだという負のメッセージが国によって日々発信し続けられているのであって、それが社会における性的マイノリティに対する差別・偏見を助長しているのだと。

被告の主張は、同性間の婚姻を認めないという自らの行為を、それによ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

って生じた結果である差別的な現状、すなわち、同性カップルへの社会的承認が不足しているという現状を理由として正当化しようとするもので、論理的に破綻しているにとどまらず、差別を容認し、今後もそのような差別的状況を継続させていくことを表明しているに等しく、極めて不当です。

第5 おわりに

本訴訟が2019年2月14日のバレンタインデーに提起されてから、あと5日で丸3年になります。原告らは、多くの人が愛を確認し合うバレンタインデーに、同性カップルにも婚姻制度という社会的承認が確保された状態で、差別偏見を恐れることなく、異性カップルと同じように愛を確認し合えるような日本であってほしいという願いを込めて、本訴訟を提起しました。

しかし、被告である国は、その思いを踏まえるところか、当初から、憲法は同性間の婚姻を想定していない、婚姻できなくても二人で生きていくことは可能なのだから問題ないとの主張を繰り返し、今回の書面においては、同性愛だから婚姻できないとは法律に書いていないのだから、そもそも性的指向に基づく区別自体が存在しないのだとの主張まで行ってきました。

しかし、被告には、自らの主張が、本訴訟の原告ら、そしてその背後で個人の尊厳の回復を切実に求めている全国の性的マイノリティの人々をどれほどまでに傷つけているのか、どうか立ち止まって考えてみていただきたいと思います。あなたの大切な人、あるいはお子さんがいらっしゃるならそのお子さんが、愛する人と結婚したいと望んだときに、「結婚できなくても二人で生きていけるから問題ない」、「愛するその人と結婚できなくても、異性である誰かを見つけてくれば結婚できるんだから問題ない」、「結婚は子どもを産むための制度なのだから、子どもが産めないあなたが

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟(東京地裁)第9回期日(20220209)提出の書面です。

結婚できなくても仕方がない」と、本当に言えるでしょうか。国の代理人として、そのような主張を、日本社会や国際社会に向かって、本当に胸を張って言えるでしょうか。

裁判所には、そのような国の主張を受け入れることは、差別の放置にとどまらず、差別の積極的な容認となるのだということを、ご認識いただきたいと思います。今目の前にいる原告ら、そして、その背後にいる多くの性的マイノリティが日々受け続けている人権侵害を止められるのは、裁判所だけです。どうか、自信をもって、憲法違反であるとの正しい判断を下していただきたいと切に願います。

以 上